

福利厚生施設に関するよくあるご質問

Q9 「就業規則等でユニフォームの着用が義務づけられている従業員の更衣室等は業務に係る施設として取り扱う」とあるが、次のような場合はどのように取り扱いますか。

- ① 就業規則等で義務づけられていないがユニフォームを着用している場合も業務用とみなしていいですか。
- ② また、そのユニフォームを個人が購入している場合も業務用とみなしていいですか。

A9 更衣室等については、事業活動上必要な施設と考えられる場合と、専ら従業員の福利厚生のために設けられた施設と考えられる場合とがありますが、事業所税での取扱上は、業務用施設と認められるもの以外のものについては福利厚生施設として取り扱われています。

業務用施設かどうかの判定の基準は、一般的に就業規則等でユニフォームの着用が義務づけられている更衣室等については、業務に係る施設として取り扱うべきものとされています。

設問の①および②の場合については、そのユニフォームの着用が就業規則等で義務づけられていない場合とされていますので、そのユニフォームを個人で購入している場合を含めて福利厚生施設として非課税となります。

Q10 喫煙所は福利厚生施設として非課税になりますか。

A10 従業員が使用する喫煙所は、福利厚生施設として非課税になります。

ただし、一般客が使用する喫煙所は、福利厚生施設に該当せず非課税になりませんが、名古屋市火災予防条例の規定に基づき設置された喫煙所は、その床面積の二分の一が非課税となります。

Q11 ビルや工場等の従業員が使用するトイレは、福利厚生施設として非課税になりますか。

A11 トイレは、福利厚生施設に該当せず非課税になりません。

Q12 役員経験者の来社時に使用するOB談話室やOB役員用のサロンは、福利厚生施設として非課税になりますか。

A12 OB談話室やOB役員用のサロンについては、従業員の福利厚生のための施設というより、むしろ応接室の類であって、業務用施設と考えられるものであり、福利厚生施設には該当しません。

Q13 従業員の通勤用として自動車を駐車させる施設がある場合、通勤用自動車に係る駐車施設は福利厚生施設に該当しますか。

また、通勤用の自転車置場についても福利厚生施設に該当しますか。

A13 通勤用自動車に係る駐車施設および通勤用の自転車置場は、通勤のための施設であり、勤労者のための福利厚生施設には該当しません。

Q14 A社の事業所内の社員食堂、喫茶店、売店等について、経営の委託を受けたB社が管理運営している場合、当該施設は福利厚生施設に該当しますか。

また、B社が社員食堂等に従事する従業員の給与等を支払っているが従業員割はどのようにになりますか。

A14 A社の社員食堂等は、B社が事業を行う者（A社）から経営の委託を受けて行う事業に係る施設で専ら従業員の利用に供する福利厚生のための施設であるため非課税となります。A社の資産割については、福利厚生施設として非課税となります。

また、B社の従業員割についても福利厚生施設として非課税となります。

Q15 A社の事業所内の社員食堂、喫茶店、売店等を、B社が賃貸借契約により借り受けた場合、当該施設は福利厚生施設に該当しますか。

また、B社が社員食堂等に従事する従業員の給与等を支払っているが従業員割はどのようにになりますか。

A15 B社がA社より借り受けた社員食堂等は、委託事業と異なり、A社の福利厚生施設とはならず、B社の独自の事業となるため、福利厚生施設には該当しません。

また、B社の従業員割についても福利厚生施設には該当しません。